平成24年度第2回滋賀県大規模小売店舗立地審議会

- 日 時 平成24年(2012年)9月10日(月)9時~12時
- 場 所 滋賀県庁北新館 5-A会議室
- 議 題 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について
 - (1)「(仮称)ケーズデンキ大津鏡が浜店」の新設届出に係る審議について
 - (2)「長浜ファッションモール」の新設届出に係る審議について
 - (3)「(仮称)ニトリ大津瀬田店」の新設届出に係る審議について
 - (4)「(仮称)フレンドタウン瀬田川」の新設届出に係る審議について
 - 2 その他

出席委員: 井上委員、小川委員、小野委員、恩地委員、金谷委員、鐘井委員、中委員 八軒委員、松井委員 (五十音順)

県出席者:中山商工観光労働部次長、木村商業振興課長、森野参事、小島主事

[議事概要]

事務局説明 (省略)

〇会長:説明、ありがとうございました。 これまでの説明で、何か質問等ございますでしょうか。

はい。

○委員:長浜ファッションモールの出入口の一つが交差点の付近なので、それはやめて、 もう一個の出入り口に絞るとあったんですけど、ただ、あそこは右折イン・アウトが非 常に危なそうに見えたんですね。

お聞きしたいのは、左折イン・左折アウトだけがいいところと、右折のほうもいいよというふうにするんですね。定性的な交通量は少ないだろうと思うんですけども、行政上、何かの判断基準がもしあったら教えてほしいんです。道路の幅、交通量とか、一車線、二車線とか、誘導員を置く、置かないとか、何かその辺で、このぐらいの場合はい

いけど、このぐらいを超えたら、右折はだめだよとかいうようなものがあったら、教えてほしい。

○事務局:今回の、長浜ファッションモールですが、基本、左折イン・アウトですけれども、こちらの図になるのですが、南側、画面で言うと、下側から北上しまして、こちらの交差点を右折して、ゼブラゾーンがありますので、ここで右折していただくと。

ほかのところにつきましては、左折インで入っていただいて、左折アウトで出ていただく。もしくは、こちらから左折アウトで出ていただいて、それぞれ帰っていただくというようなルートになっておりますので、右折入店するのは、こちらからの車と考えていただいて結構でございます。こちらにはゼブラゾーンもございますので、交差点に近い出入口は、右折レーンの途中に設けられているということで、警察のほうからも危険性の指摘がありましたので、今回、事業者さんはそれを酌んで、こちらは廃止しまして、こちらだけの計画というふうになっております。

交通誘導員等につきましては、後ほど事業者さんが入られますので、ご質問いただければと思います。

○会長:もう一度確認をすると、原則は左折イン・左折アウトなんだけれども、交通量が 少なくて、ゼブラゾーン等で待機する場所がある等の場合で、地元の警察との協議で許 された場合に、特別に右折インが認められる場合があるというような、それでもちょっ と定性的な基準ではあると思うんですが、そんなことかなと思います。

ほかに、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、事業者の方に説明いただきたいと思います。

- 1(1)新設:(仮称)ケーズデンキ大津鏡が浜店
- 〇会長: それでは、(仮称)ケーズデンキ大津鏡が浜店の建物設置者から説明を願いたい と思います。

本日はお疲れさまです。

それでは、(仮称)ケーズデンキ大津鏡が浜店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

〇設置者:ケーズデンキといいますのは、茨城県水戸市にケーズホールディングスの本部 がございまして、私ども関西ケーズデンキといいますのは、そのうち近畿2府4県と、 福井県を担当エリアとしております事業会社でございます。このたび、西大津の地に出 店いたしたく、本日はよろしくお願いします。

座って説明させていただきます。

まずは、店舗配置の概要の説明からさせていただきます。

お手元にあります届出書の別添図面5を見ていただきまして、A3の図面になります。 その1枚前の別添図面4、これが店舗周辺の住宅地の配置とか、そういう状況です。あ と、都市計画図を色分けで添付しております。その図面を見ていただきながら、説明さ せていただきます。

本店舗は、東側が国道161号、西側が市道の2125号線、北側に一応道路はあるんですけれども、法定外道路。南側は柳川の川が流れておりまして、その堤防になります。一応歩行者とかが歩けるような状況の未舗装道路になっております。

そういう環境の中で、本店舗の駐車場出入口が別添図面に示していますように、国道 161号側に出入口1、その西側、市道側に出入口2があります。この出入口1と2は、両方とも左折イン・左折アウトが原則の出入口になっております。あと、この市道側の出入口2ですけれども、別添図面5に示していますけれども、スロープと書いている線の部分が、市道のほうが地盤は高くなっていますので、そこからずっとスロープでおりていって、その住宅地が途切れるところで、161号と同じぐらいの地盤高になって、そこからフラットになるという状況です。

次に、駐車場に関して、駐車台数は指針により、必要駐車台数の算出式をそのまま用いまして245台になりますので、その同じ数を確保しております。

場内交通及び車両の出入りは、繁忙時期に関しましては、出入口付近に交通整理員を配置して交通の円滑化を図ることにしております。

次に、周辺交通について、周辺交通への影響と配慮事項ですけれども、別添図面2と3をごらんいただけますでしょうか。こちらのほうは、店舗を中心に半径3キロぐらいの来店範囲を想定しておりまして、その範囲内をこの色分けのとおり、7つのエリアに区分して、来退店経路をこの矢印の色ごとに分けて想定しています。先ほど申しましたように、左折イン・左折アウトが前提になっていますので、別添図面2では来店経路、別添図面3では退店経路ということで、来店と退店でルートが変わっているということになります。

これを踏まえまして、交差点解析をしましたところ、届出書の4ページ、5ページに示しています結果のまとめの表がありますけれども、こちらを見ていただきますと、最大でも需要率が0.6未満ということで、本店舗への来退店交通は十分に処理できるものと考えております。その来退店経路につきましては、新聞折り込みの促販チラシとかに経路図を掲載しまして、左折イン・左折アウト、国道161からは右折で入れませんと、市道からも右折では入れませんということを記載してお知らせすることにしております。

続きまして、騒音に関しましては、別添図面8をごらんください。店舗周辺は先ほど申しましたような道路状況であって、さらに、これは別添図面4と見比べながら見ていただきたいんですけれども、北側に縦一列に住宅地、あと西側にはマンションと、敷地にちょっと食い込むような形で一列に住宅地が並んでいます。東側は事業地とか店舗の周辺とかで、ここは商業地域になっています。南側も商業地域プラス、先ほど言った、柳川の河川区域になっています。

そのような状況下で、別添図面8に示しますAからEまで緑のパツで示して、予測地点をとっています。基本的に、住宅地に近い地点をなるべくとるようにしております。 その結果、届出書の7ページに示していますとおり、全ての地点において環境基準値、 夜間の最大値の平均値も満足しております。

騒音の配置に対する周辺への考慮としまして、別添図面8に示していますとおり、これは建物の屋根の上をあらわしている図面でして、ほとんどの騒音機器を屋根の上に置くということにしております。

荷捌きに関しても、深夜・早朝の作業は行わないということにしております。

その他の騒音対策として、荷捌き作業中の車両のアイドリングストップや、荷捌き場の段差をなくして衝撃音を減らす。あと、作業員の騒音・防音意識の徹底等を講じて、 周辺の生活環境の保全に努めていきます。

街路スピーカーによるBGMの宣伝活動というのは、行いません。

最後、廃棄物について、段ボールの再利用とか、そういうことによって、ごみの減量 化を進めていく。リサイクルはもとより、まずはごみの減量化を進めていく。

以上が周辺への配慮事項についての概略ということで、簡単に説明させていただきま した。それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 〇会長:はい、よろしくお願いします。

それでは、ケーズデンキ大津鏡が浜店に関する質問は、全てこの場でお願いしたいと 思います。

ご質問等ございませんでしょうか。

1つ、よろしいですか。駐車場の利用時間帯が8時半から22時ということになっていまして、一方、現在の交通量がどうなっているかという、現況調査の時間帯が9時から23時になっていまして、ちょっとずれています。この辺は何か理由があるんでしょうか。

- 〇設置者:調査当初のころは、閉店時間とかがまだ確定していなかったというのもありま して、まずは、ちょっと余裕を持った時間帯で現地調査をしておこうという形で現地調 査をしたということです。
- 〇会長:ですが、8時半からと。
- 〇設置者:そうですね。その8時半に関しましては、開店時とか、特異的な日に関して、 駐車場が閉まっていると、その周辺で車とかで待たれるときがあるということなので、 駐車場の利用時間が最高で8時半まで、ちょっと早目に開けるということも想定されて いるので、あくまで常時ではないということだったので、交通解析のほうに関しては、 9時からと想定しております。
- 〇会長:道路によっては、8時台とか7時台のほうが交通量は多い道路もあります、現実 に。ですので、きちんとした予測をしようと思った場合には、やはり交通量調査をもっ と早目の時間帯からやるべきだったと思います。

ただ、ここの地区については、需要率も割と余裕があるので大丈夫かなとは思うんですが、その辺いかがですか。実際に道路の現況を見た場合に、7時台と8時台は。

- 〇設置者: 8時台で一応交通量調査の準備のために、8時には来ているんですけれども、それを見ているところ、急に9時になって交通量がどんと減ったという感じはなかったんです。この8時台でも渋滞とかが発生しているような状況とか、そういうのはなかったです。
- 〇会長:その辺を一応、確認しておきたいと思います。

あと、このところは隣接にフレンドマートがオープンとありますが、これがオープン 後の影響なんかは確認されていますか、参考程度で。 〇設置者:はい。後日、県の商業振興課さんからも、そういう懸念があるということで――実際にお隣のフレンドタウン西大津店の交通量予測結果に基づいて、今回のケーズデンキさんの交通量調査に上乗せして検討した結果は、今回、NO. 1・2、北のほうで3・4という交差点を考えているんですけれども、フレンドマートさんが、交差点3・4より南側で来店を考えておられるので、実際、上乗せで交通解析してから変化するのは、NO. 1、NO. 2の南側の2つの交差点になるんです。

それでいきますと、休日のピーク時間に、フレンドマート分の交通量を上乗せした結果、交差点需要率が、考慮しない場合は 0.523ですけども、考慮しても 0.524という形です。NO.2の交差点の 0.497が、0.506になるということで、ほとんど交通への影響はないというので、処理できるということ。

- 〇会長:この予測を行った後に開業したフレンドマートの影響を考えても、需要率は十分 余裕があるという結果が出たということですね。
- 〇設置者:はい。
- 〇会長:ほかに、何か質問等ございませんでしょうか。 はい、どうぞ。
- ○委員:161号は、時間帯でちょっと車線のずれが出ておりますね。その辺の何か対応 はあるんですか。
- 〇設置者:午後3時、4時だけ2時間だけ変わるみたいですけども、基本的に右折を禁止 するということにしていますので、左折で入るときは、そんなに後方の左折待ち渋滞は できるとは考えていませんので、時間帯によって車線が変わることによる交通への影響 の対策というのは考えてはないですね。考えてないというか、影響がないと考えていま す、右折を禁止にしているということで。
- 〇委員: 結構、車線が増えると、スピードを出す人がいるんですね。
- 〇設置者:そうなんです。がらっと、3時、4時に実際変わると交通の動きが変わってしまうので、右折は本当に危険だということで、右折は禁止ということになっております。
- ○会長:何にしても、こういうレーンが変わる道路というのは珍しいので、ふなれな運転者が入ってくる場合に、いろんなトラブルが起きないとも限らないので、十分注意をお願いしたいなと思いますね。

ほかに何か。

質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければと思います。 どうもありがとうございました。

- 1 (2) 新設:長浜ファッションモール
- 〇会長:続きまして、長浜ファッションモールの建物設置者から説明をお願いしたいと思います。

お二人ということで、よろしいですか。本日はお疲れさまです。

長浜ファッションモールの新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、自己紹介等も含めて、10分程度で説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇設置者:本日は、長浜ファッションモールをご審議いただくということで、どうぞよろ しくお願いいたします。

それでは、周辺への配慮事項を中心にご説明させていただきます。

まず、届出書の図面4、建物配置図をごらんください。本店舗は、西側を国道8号、 北側及び東側を市道に面しております。

駐車場出入口は、これらの道路のうち、西側の国道に面して入口専用1カ所、出口専用1カ所、北側の市道に面しては2カ所設置しております。駐車場台数は、指針による必要駐車台数177台を確保しております。場内交通及び車両の出入りにつきましては、歩行者の安全確保等により、オープン時、また繁忙時は交通整理員を配置する予定でございます。

次に、周辺交通への影響と配慮事項について、届出書交通検討資料、来退店経路図の広域(拡大)をごらんください。

本店舗の商圏は、本店舗を中心におおむね半径2キロを設定しております。この商圏につきましては、ごらんのとおり、4つのゾーンに区分し、来退店経路を設定いたしました。おおむね各ゾーンから本店舗に来退店される川崎町、川崎町南。

- ○委員:何の資料ですか。資料番号は。
- 〇設置者:広域の来退店経路図でございます。黄色とか緑とか、青、赤で範囲が仕切られているものです。

〇設置者:失礼しました。再度説明させていただきますと、本店舗の商圏のほうは、店舗を中心におおむね半径2キロを想定しております。この商圏につきましては、ごらんのとおり、4つのゾーンに区分し、来店経路を設定いたしました。おおむね各ゾーンから本店舗に来店される川崎町、川崎町南、八幡東町の周辺3カ所の交差点での交通量を、平日・休日で調査し、来店車両を加えて、交差点飽和度を評価した結果、届出書交通検討資料2、各交差点別交通量調査結果に記載させていただきましたとおり、いずれの場合も問題ない数値となっております。

なお、来退店経路につきましては、適時、新聞折り込みチラシにて地図を掲載し、来 退店者による交通の円滑を図る予定でございます。

次に、周辺への騒音の影響について、届出書図面9、騒音予測地点位置をごらんください。よろしいでしょうか。

本店舗周辺は、西側は国道8号、北側は市道を挟んで、遊技施設のACTさん、東側は市道を挟んで一部住宅地があり、南側はカラオケ店のコート・ダジュールさんとなっております。

本店舗から発生する騒音の予測地点としては、北側のA、東側のB、南側のC、西側のDの4地点を設定いたしました。夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測地点としては、北側のE、東側のF、南側のG、西側のHの4地点を設定しました。

以上の条件で騒音の予測を行った結果を、届出書の7ページ、8ページに示しております。

隣地境界での等価騒音レベルの予測結果につきましては、各地点とも基準を満たしており問題ないと考えております。敷地境界での夜間の騒音レベルの最大値は、北側のE地点のみ規制基準の50デシベルに対し、56デシベルと基準をオーバーしていましたが、E地点は乗り入れ口を挟むため、車両走行音のみがオーバーしていました。したがいまして、A'地点での再評価を行った結果、規制値内となり問題ないと考えております。

その他、冷暖房施設の騒音対策といたしましては、屋根上の設置で壁におおわれており、騒音低減に配慮しております。また、低騒音型の機器を使用しております。

荷捌き施設及び作業の騒音対策といたしましては、建物内に荷捌き施設を設置し、密

閉性を確保しております。また、アイドリングストップ等、荷捌き作業員への騒音防止 意識の指導に努めております。さらに、夜間バックブザー771仕様の車両使用や、走 行速度の厳守等、搬入車両の騒音対策に努めております。

廃棄物収集作業の騒音対策といたしましては、建物内に廃棄物保管施設を設置し、密 閉性を確保しております。また、アイドリングストップ等、廃棄物収集作業員への騒音 防止意識の指導に努めております。

以上、周辺への配慮事項について、簡単にご説明させていただきましたが、再度、届出書図面4、建物配置図をごらんください、

このたび、5条1項届出後、届出に関わる意見について、長浜市さんより、北側の乗り入れ口について、安全性及び円滑性の観点から、出入口①の機能を出入口②に集約させ、出入口を1カ所とすることが望ましいというご意見を承りました。この北側の乗り入れ口の件につきましては、本年5月2日に開催させていただきました大規模小売店舗立地法に基づく説明会におきましても、地元住民の方よりご意見を賜りました。したがいまして、5条1項縦覧期間終了後に、私どものほうで、長浜市及び長浜警察さんと協議・ご相談させていただきました結果、当社といたしましては、ご要望のとおり、出入口①の機能を出入口②に集約させ、出入口を1カ所とすることに変更させていただき、お客様の安全性を確保いたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇会長:はい、ありがとうございました。

それでは、長浜ファッションモールに関して、質問をお願いします。質問は全てこの場でお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

- 〇委員:騒音のことで複数お伺いしたいことがあるんですが、まず荷捌き時間が24時間 になっておりますけど、これは具体的に何時か、決まっておるんでしょうか。
- 〇設置者: ちなみに、届出で記載されている24時間というのは、天候であるとか、交通 状況等を考慮したものでございます。ちなみに、当社の場合は、全国に9カ所、自社の 物流センターを設けておりまして、本店舗の場合は、岐阜県垂井町にあります関ヶ原商 品センターからの配送になります。

通常でありますと、関ヶ原商品センターのほうに、4トンのロングの搬入車両が、午後の1時から2時ぐらいに荷物を積み込みまして、3時か4時ぐらいに商品センターを出発いたしまして、1台、四、五店舗の荷物を積載しまして、コースを巡回いたします。なので、現実的に考えて、いわゆる夜間、22時から6時までの搬入というのは非常に少ないかとは思うんですが、先ほど申したとおり、例えば大雨であるとか台風であるとか、高速道路の閉鎖等々を考慮いたしまして、24時間という形で届出させていただいているということでございます。

○委員:それを前提にちょっとお伺いしますけれども、まず地点設定根拠です。図面9、 騒音予測地点位置図というのがあるんですが、東西南北ほぼ4地点を設定されておるんですけど、どうしてここに設定されたかという根拠はあるんでしょうか。

というのは、ぱっと見て、何でここに設定したのかわからない。4カ所ともわからないんですね、理由が。どういう目的で選ぶかというのは御存じですか。

- 〇設置者:はい。基本的には東西南北4方向に対して、影響が一番大きいであろうと想定 されるところ、という理解をしております。
- ○委員:はい。
- 〇設置者:その中におきまして、まず北側は当初、出入口①と②というところを設定しておりましたので、弊社の場合、音として車両走行音が一番大きいものとなりますので、その中点です。同様に、8号沿い、西側も入口①と出口①のちょうど中間、車両走行音が一番大きいと思われる前提で、中点と。

それから、逆に南側になりますと、これは出入口がありませんでしたので、純粋にこれは中点というところをとらせていただいています。

最後、東側につきましては、施設部等々が集中しているエリアでしたので、そこのご らんのところのポイントを、中点ということではなく設定させていただいております。

○委員:まず、G、C地点ですけれども、影響が最も大きくなるところというのは、騒音の影響の話ですね、これは騒音の地点ですから。そうすると、例えば道路騒音であれば、 駐車場のところになるんじゃないのかなというのが私の正直な話でして、あるいは、も し車じゃなかったというのであれば、ちょっと右に、これは何でしょうね。室外機でしょうか、幾つか置いてある、そこの目の前ではないかと思うんですね。

それを何もないところにされているというのが、非常に奇異に思います。ただ、南側

は住宅がありませんから、ここに設定されたことに関して不適切ですけれども、計算値はどうでもいいと考えていますが、あるいは北側についても、どうして出入口の中点で一番影響が大きいのか、私には理解できないんですね。音源に一番近いところが一番影響は大きいと思うんですが、そこはどうしてですか。出入口の真ん中が一番影響は大きいんですか。2つ出入口があった場合に。

- 〇設置者:一番大きいということになりますと、ずばり、その場所、騒音源だと思います。
- 〇委員:ですよね。
- 〇設置者:そうなりますと、出入口①もしくは②、両方という形にはなるのかという。
- 〇委員: どちらか一方とか、そういう話ではないかと思うんですね。
- 〇設置者2:はい。
- ○委員:たまたま出入口の2つが比較的近いので、A地点が左右ちょっとやそこらずれて も、さほど変わらないとは思うんですけども、多分一番レベルが上がるのは、出入口の すぐそばでしょうね。
- 〇設置者:騒音源に一番近いですから、減衰による。
- ○委員:ですから、その出入口の中点をとりましたというのは、全く非科学的な根拠です ね。それはD、Hについても同じです。ただし、両方とも住居があるわけではないので、 これについても問題としませんが、問題と考えているのは、FとBでして、後ろの表に、 騒音計算資料が載っておるんですが、複数の疑問点があります。

まず夜間、商品の運搬車両が入ってくるということで、夜間の最大値を計算されているページが、資料の最終ページにあるかと思います、見開きで。ここのところで、えっと思ったのが、搬入トラック走行騒音は実測値に基づいて算入されているんですが、通常、夜間に搬入されたら、ほかにも音が出ると思うんですね。大店法の指針にも具体的に、例えばドアの開け閉めであるとか、台車の走行音であるとか、トラックのリフトとか、後部ドアの開閉音が入っておると書いてあったと思うんですね。それが書いてないということは、搬入トラックは来て、そのまま出ていくという解釈でよろしいですか。

- 〇設置者: 当然、それでは仕事になりませんよね。
- 〇委員:おろせませんよね。どうして入ってないのかなあということで、大変疑問だった んですけども。
- 〇設置者:これにつきましては、いろいろほかに項目があるということでございますが、

搬入トラックは、先ほどお話が途中までありましたが、当社のほうで運営する物流と商品のセンターが、当社のほうで仕立てたトラックで配送を行いますので、当社以外に配送に行かれるような、いわゆる部外者ではないために、まず騒音の意識の徹底を、これは大店立地法という審議会ではございますが、直接関係なかったとしても、深夜・夜間、人はそれぞれ感じ方が変わりますので、お小言をいただくようなことがあってはならないということで指導をしております。

それから、台車とかそういったものは使用せずに、全て人間の手で直接施設内に扉を 開けたら運び込むというような運営をしておりますので、いわゆる大きな音が発生する ことがないという理解の上で、車両走行音という評価をさせていただきました。

〇委員:ここへ書かれている車両走行音が、夜間に来られたときに発生する最大騒音レベルであるということでよろしいでしょうか。

〇設置者:はい、そういう理解をしております。

〇委員:これ以上大きな音は出ないと。

〇設置者:はい。

○委員:一般にこれまで使われてきた最大騒音レベルですと、例えばドアを開け閉めしたとか、どのような車両か、私は存じ上げていないですけれども、ほかの業者さんは、後部ドアを開け閉めするとき、そういう音だけで90デシベルぐらいの基準距離の騒音レベルを設定されているんですね。

そういうのと比べると、今回は搬入トラックが、これですと79デシベルということですね。ですから、10デシベルぐらい低いんですね。このトラックはそんなに大きなトラックではなさそうですけれども、その他の音も、ほかのトラックと比べて小さいということでよろしいのですか。確認です。

〇設置者:ほかとおっしゃるのが。

○委員:要するに、騒音予測の指針に書かれているさまざまな音は、90デシベルぐらい なんですね。

〇設置者:そうですね。

○委員: それと比べると、このトラック走行音というのは、今79で、10デシベル低いです。ほかの音は、この79よりも低いというふうに、さっきおっしゃいましたよね。

〇設置者:はい。

〇委員:そんなに静かなトラックなんですね。

〇設置者:静かなトラックかどうかというと、自動車ですので、それは私よりよく御存じ でご質問されているとは思うんですが、スピードですとか扱い方によって、随分異なる 結果になると思っています。

ですので、この設定については、通常、弊社が使っています日野自動車さんが販売されているトラックを、騒音意識を徹底した上で実測をした結果としての数値を。

○委員:実測は、走行時の音だけしかとられていませんよ。

〇設置者:それは、そうです。

○委員:ほかの音は計算されてないんですよね。

〇設置者:はい。

○委員:どうして私は判断できるんでしょうか、測定値も示されていないのに。そちらで 測定もされてないんですよ。

〇設置者:車両走行音以外の音が、車両走行音より小さい根拠がないよというご質問です か。

〇委員:そうです。どこにも書いてないんですね。先ほど低いですと言われましたよね。

〇設置者:はい。そうおっしゃられると、確かにここにはお示しできるものが。

○委員:低いんですねと、私、再確認させていただいたんですが。

〇設置者:そういう認識でおつくりしたとしか、この資料からお話ができませんね。

〇委員:ということは、測量されてないんですか。

〇設置者:扉を開けたりするものについて、評価外になっていますね、この騒音表は。

○委員: それは何の評価外だという話ですか。

〇設置者:この騒音の表がお示ししているものの中には、車両走行音以外の音は入っていませんので。

○委員: それ以外の音について測定もされておらず、ここに計算もされていないということは、私が見た場合、通常はこれより10デシベルぐらい高い音が出るはずなのになあと思ってしまうわけですね。

〇設置者:なるほど。

〇委員:指針にそう書いてありますから。

〇設置者:はい。

〇委員:これは、「そうじゃない」とさっきおっしゃいましたよね。

〇設置者:はい。

○委員:「それは何か根拠があるんですか」と聞いたんです。

〇設置者:お示しできる根拠はありません。

○委員:ということは、これより10デシベル高い音が出ると考えたほうがいいんですか。

〇設置者:それは、先ほどのトラックの走行音と同じで、運用する者の意識の問題だと思いますので、同じ扉を閉めるのでも、無造作に扉を閉めれば大きな音が出ますし、慎重に、静かに騒音意識を持って閉めれば、大きな音は出ないと思いますので、指針に示されている数字どおり、もしくはそれ以上出るというふうには理解してないです。

〇委員:指針というよりも低い音が出てほしい、ということですね。希望ですか、それは。 それとも、ちゃんと根拠があるんですか。

〇設置者: そういう運用をしている、ということが申し上げられる全てです。

○委員:ということは、数値的にはわかってないんですね。

〇設置者:実測はしておりません。

○委員:わかりました。

ということは、私は何を信頼したらいいのかわからないんですけど、まずその1点がわからないので、ここへ出てきている夜間における最大値というのが、これで済むと余り思えないんですね。

もう1点は、最大値が79デシベルというトラック走行音になっているんですけど、 基準距離で。それが時速7キロで走行されているときの測定値になっているんですよ。 時速7キロというのは、かなりゆっくりです、はっきり申し上げまして。ここをずっと 時速7キロで本当に行っているんだろうかというのが、ちょっと疑問ですね。騒音の予 測の指針ですと、時速10キロとか20キロとか、20キロで行くこともあるかもしれ ないぐらいですけども、もっと速い速度を想定していることが多いんですね。

トラックの場合は、ほとんどエンジン音ですので、時速7キロと時速10キロでは大 分変わってくるかなというのがちょっとありまして、通常、指針に書いてあるあたりの 数値をそのまま使われる場合は、1メートルの基準距離ですと、90ぐらいの値が出て くるはずですね。

〇設置者:90.8とか、それぐらいですね。

〇委員:ええ、そのぐらいは出てきますよね。そうすると、本当にゆっくり行かれたら、このぐらいかもしれないんですけども、本当にここでそういうふうにされるのかなというふうなことがありますね。

そういう点でわからないというのが一つと、F地点、トラック走行音③からの距離が36メートルになっておるんですが、先ほどの地図で私が見ますと、どう考えても20メートルぐらいしかないんですよ、測りますと。何で36メートルというのが出てきたのか、よくわからないんですね。

これは、3センチか4センチぐらいしかないと思うんですね、大型③というところとか、F地点の最短距離は。これは500分の1の地図ですから、20メートル程度、あるいはもうちょっと切るかもしれないぐらいになるところが、36メートルという数字が書かれてあって、この大型③という線分の真ん中からの距離を測られているんじゃなかろうかという気がしますね。そうじゃないと、36メートルもいかない。

それで、一番近い距離で、もし仮に下地点なりB地点を計算すると、50デシベルの規制基準を超えてしまうんですよ、住宅地では。最後のページでは、A地点について一生懸命、ああだ、こうだと書いてあるんですけど、住宅のないA地点なんか、どうでもいい話で、住居がすぐ横にあるB地点あるいは下地点について、何らかのことをすべきだろうなと思うんです。B地点で、私がちなみに計算すると、79デシベルという値を使っても、53デシベルオーバーします。頻繁に使われている90デシベルという値を使えば、60数デシベルになります。あるいは一般に使われている荷捌きのさまざまな音をそのまま使うと、やっぱり60数デシベルで最大騒音値が出る。

ということで、敷地境界はどうなるかというと、敷地境界と大型車の車両走行の距離が5メートルほどしかありませんので、どうなるかというのは、さらに10デシベル以上はアップしますね。ということで、夜間にもし入られるということになると、敷地境界の規制基準はもちろんのこと、多分20デシベルぐらいは有に超えますね。

そこは大目に見たとしても、住宅地のところで規制基準を、今計算されているものを 見ても、少しオーバー。それで、先ほど言われたように、荷捌きのさまざまな音が入っ てくると、20デシベルぐらい超えるかな。あるいは、10数デシベルは超えるんじゃ ないかというのが私の印象なんですが、これは間違っていますでしょうか。

〇設置者:今のお話は、大型車両走行騒音の③と、敷地境界におけるF地点との関係につ

いてお話しされた。

〇委員:あるいは、Bでも構わないです。

〇設置者:B点はどうですか。距離が評価として適切ではないということですか。

〇委員:そうですね。ここに書いてある距離の半分ぐらいでしょうね。

〇設置者:最大値にもかかわらず、等価騒音同様に、車両走行経路の中点で評価している。

○委員:等価騒音の場合、中点ではやりません。

〇設置者: あれは等分ですけれども、中点に似たような形で評価している可能性があるというご指摘だと思うんです。

○委員:いや、可能性じゃなくて、そうしていますね。

〇設置者:今、お話を聞かせていただくと、確かに20数メートルぐらいしかありません ので、誤りである可能性が、確かにおっしゃるとおりかもしれません。

今のお話ですと、これは昼間の荷捌きであれば、大きな問題にはならないかもしれないですが、夜間ですと、問題になる可能性が高いというようなご判断ということですよね。

○委員:もしも、これが79デシベルという、走行音のみが夜間に1回あるというぐらいでしたら、住宅地で53デシベル、規制基準を少しオーバーするぐらいですので、大丈夫なのかもしれないなあというぐらいですけれども、そちらのほうでもおっしゃられたように、荷捌きの音が一切入ってないんですね。

それと、トラック走行音についても時速7キロで、かなりゆっくり走っているという ふうに実測された値で全部やられていて、これが最大値になると余り思えない。そうす ると、規制基準をちょっとオーバーではなくて、かなりオーバーになってきます。

〇設置者:この建物を見ていただきますと、廃棄物収集車ですとか、車両走行音の、音自体は建物による減衰みたいなものが起こる場所は出てくると思うんですけども、逆に言うと、今、先生がお話になったFとかBが妥当じゃない、むしろもう少し北側だよと。そちらに民家があるよということになると、そこは確かにオーバーする可能性。

〇委員:Bは民家じゃないんですか。

〇設置者: Bも家はありますし、その上にも正直、ありますので。

○委員:Bが一番近い民家じゃないんですか。

〇設置者:距離的には多分近いとは思うんですけど、ただ、今のお話で、FとBは車両走

行音が建物の陰で仮にそれが減衰したとしても、今度は別のところの問題になる可能性がありますので、今のお話を総合的に考えさせていただくと、夜間の荷受けというものについて、多少時間についての配慮を行わないと、評価項目並びに近くにある民家に対しての影響は――ただ、北側にある店舗周辺図の2というのを見ていただくと詳しくご確認いただけますが、今問題になっているのは、この図を見ていただくとわかりますけども、店舗東側のお宅のところなんですね。

- ○委員:そうですね。それが地点Bだと私は解釈しました。
- 〇設置者:そうです。その北側にタイヤショップさんというお宅が、住居兼お店の可能性が否定できないので、そういうお話をしたというところでございまして、近いか遠いかといえば、荷さばき施設付近のお宅が一番影響は大きいと思います。

ほかは、ごらんのとおりです。ですから、荷さばき施設付近のお宅に対しての影響だけを考慮してしまうと、今のご指摘のように、例えばほかの音を拾い切れてないよということですとか、受音点で評価した場合、走行経路はそこの真横ですので、その影響をちょっと無視できなくなる可能性があるというふうに思い、今のようなお話をしたところではあります。荷さばき施設付近のお宅だけで考えれば、多分、建物による、ある程度は減衰が見込める可能性があるなというふうに思います。

- ○委員:荷さばき施設付近のお宅は、家自体は建物の陰にならないですよね。
- 〇設置者:ああ、真横ですからね。東側ですから、余り効果は少ないかもしれません。
- ○委員:プラス、北側のところがもし住居だとすると、こちらのほうが影響は大きいかも しれないですね、走行時ですけども。荷捌きについては、荷さばき施設付近のお宅のほ うが大きくなる可能性はあり、逆に荷捌きも北側のお宅のほうがレベルが高くなる可能 性がありますけど、いずれにせよ、それは計算に含まれていませんので、トラックの走 行音だけでもオーバーしています。

特に、今聞いた話ですと、北側のお宅は荷さばき施設付近のお宅より、もっと近いですよね。半分ぐらいですかね。10メートルぐらいしか離れてないので、今のままでも60デシベルぐらいしていますよね。敷地境界はもちろん超えていますよね。その辺を考えると、夜間に荷捌きを何の防御もされずにされるというのは、ちょっとどうなのかなというふうに思います。

〇会長: はい。

よろしいですかね。何らか対策を打たない限りは、夜間の荷捌き等は難しいということですね。昼間についても心配されるという状況だということですね。

○委員:昼間は大丈夫だと思います。

〇会長:大丈夫ですか。

○委員: あと、バックブザーも、暗いときはスモールライトをつけるので、いけるという ふうになっていますけども、月によっては5時ぐらいでも明るいですから、そのときに はブザーは鳴るんですよね。

〇設置者:そうですね。そうなりますね。

○委員:ブザーはたしか90デシベルぐらいじゃなかったですか。

〇設置者:バックブザー音ですね。

〇委員:はい。そうすると、簡単にオーバーしちゃう値になってしまいますから。

〇設置者:趣旨はよくわかりました。いずれにしましても、繰り返しになってしまいますけれども、運用しているのが、私どものほうでコントロールしているトラックですので、運用に際しましては、これまた繰り返しになりますが、届出があろうとなかろうと、やはりご迷惑をおかけするケースというのはよくないことだというふうに理解しておりますので、騒音意識は徹底、従前からもしておりますし、この後もそうだというふうにお話ししたいと思っています。

その上で、やはりオーバーしてしまうようであれば、昼間の時間帯に限定した運用というものを念頭に検討していきたいというふうには思いますが、この24時間という届出も、先ほど申し上げましたように、夜間になるということは、正直言って、余りないんですね。ただ、届出書として、ある意味正直にといったら変ですけども、可能性が排除できない以上はということで出しましたので、これは逆に昼間ということであれば、昼間で運用しているお店もありますので、そういうグループの中に入れて、昼の運用という形は検討していくことは可能でございますので、そういったことを念頭に、もう一度お時間をいただくほうが、この場合はよろしいのかというふうに思います。

〇会長:ありがとうございました。

ほかに、質問等ございませんでしょうか。

〇委員:1点、よろしいですか。

〇会長: はい。

○委員:交通の誘導について少しお伺いしたいんですけど、先ほど北側の出入口が2カ所あるものを、出入口②のほうに集約するというようなお話がありました。それ自体は交差点から離すということでいいと思うんですが、②の出入口にしても、結構交差点に近いといえば近いと思いますので、交通量、北側の道路、数字としては出ているんですけども、恐らく交差点の処理というだけじゃなくて、例えばこの位置から右折インで入るとすると、交差点の待ち行列がここまで延びるか延びないとかいうのが、結構影響するような気がします。

交わっているのが8号線ですので、恐らく赤信号が長くて、かなり待ち行列もあるんじゃないかなと思いますし、そういった中を右折で出入りすると、歩行者とか自転車・バイク等の事故等も少し気にはなったりするんですが、現状として、この位置の待ち行列の状態がどの程度かということと、実際、開店されてから、ある程度誘導というか、安全確保等の対策等がもしあるのであれば、教えてください。

〇設置者:今の右折待ち車両というのは、北側道路。

〇委員:そうですね。北側道路から、8号を右折するというのが並びますよね。

〇設置者:北側に進む車という意味ですか。

○委員: すみません。右折と言ったのは、店舗に入る右折ですね。

〇設置者:8号線から入る車。

○委員:ええ、8号の。この図から、こう来て、こう入る車がありますよね。それは、こちらから来る信号待ちの車が、そんなに延びてなければ、特段問題ないと思うんですけど、ここが並ぶようですと、渋滞の間を縫って入るとか、あるいはここがあいてなければ、ここでとまってしまうとかというのがあると思うんです。そのあたりは大丈夫なんでしょうかということです。

〇設置者:ちょうどゼブラゾーンがあると思うんですけども、ゼブラゾーンの広い部分に、いわゆる乗り入れを確保していまして、北口側からおりてきて、それでゼブラゾーンには入らないで右折する車、もし入れないときは一時的に待機ができて、後ろからまた通り抜けるスペースというのが確保されている範囲にはあります。

それで、1カ所にするに当たっては、この場所が一番適切かなと。これよりまた国道 側に行きますと、現状、標識がございますので、それをまたさらに後ろに下げると、ま たゼブラゾーンの幅が狭くなるので、先生おっしゃるとおり、そういう方法でいくと、 また逆に懸念というのが拡大されるかなというところで、北側の出入口1つとすれば、 この位置がゼブラゾーンの位置とか、既存の工作物がある中では一番適切ではないかと 考えております。

- ○委員:多分、場所的には北側につくるとすれば、恐らくこういう位置だろうとは思われるんですけど、よく交通事故なんかで、渋滞待ちの列の陰から出てきて、自転車が歩行者をはねるとかというのがあったりしますので、なるべくそういうことが起きないような対策をお願いできればと思います。
- 〇設置者:オープン時は必ず警備員を配置しますし、年末年始等、当然オープンしてから の売り上げの状況によるんですけれども、当然、繁忙期に関して警備員が必要であれば、 出入口の箇所には配置のほう、当然、検討をさせていただきたいと思っております。
- 〇会長:あと、念のため確認ですけども、出入口①と②の2カ所を設けたそもそもの最初 の目的は何だったのかということと、それを1カ所に、この後変更するということです けども、そのときの影響というのはないのかということを確認したいと思います。
- 〇設置者:ここは8号の中央分離帯がしっかりある道になっておりますので、いわゆる8号からの右折入庫ということについては、全く問題にはならないんですが、逆に言えば、その分のお客様が、北側の今の出入口①と②がある道を使われるケースになるだろうという想定がありましたので、なるべく多い台数をさばくことが可能なように、当初は2カ所という設定をさせていただいたというのが、まず設定の経緯です。

その中で、先ほど来お話がありましたように、さばくことができた反面、交通の交錯というんでしょうか、出入口①からも②からも、両方から入ろうとする人が出てくる可能性がある。同様に出てくる人もいるかもしれない。そうすると、車両として整理がしづらいので、交通安全の観点からはちょっと疑問があるというお話がございましたので、長浜警察さんを中心に協議をさせていただき、交差点から離れるようにと、それから1カ所に統一するようにと。そのことにより交通の交錯が減るので、安全に寄与するだろうというご見解をいただきましたので、そういう形とさせていただいた次第です。

〇会長:はい、わかりました。それを一応確認しておきます。

ほかに。

はい、どうぞ。

○委員:確認ですけども、出入口②には、常時、誘導員は置くんですか。

- 〇設置者:先ほど申し上げたように、開店のときと忙しいときは置こうと思っています。 それは決まっていますが、それ以降は現在、正直申し上げて、未定です。売り上げ、営業の状況を確認させていただき、お客様の利用度等々の中で、設置するか否かを判断していきたいと思っていますので、絶対つけますよということになりますと、オープンのときというふうになります、当初ですね。
- ○委員:右折・左折両方オーケーとなっていると、ここは人を置かないと多分無理じゃないかなというふうに思います。つまり、開店当時だけでなくて、すごく危ないと思います。8号の交差点から、出入口①よりは少しだけ遠いですけども、だけども、例えば、②のところに入ってくる車というのは、多くの車のことを考えなくちゃいけないですね。8号のほうに行く車、それからここに入ってくる車、②から出ていく車、3つぐらいのやつを想定しないといけないでしょうし、ここは人がいないと、かなり混乱するんじゃないかなというふうに思うんですね。

私自身が個人的に住んでいるうちのすぐ近くのところも、こういうものがあるんですけども、別に交通量が多くなくても、いますよね。そこの誘導員の人が、例えばちょっと待ってくれとか、出るほうへやってくれとか、そんなことをやってくれているからうまく回っているので、人がいなかったら、回らないと思います。ということなので、基本的には閑古鳥が鳴くよと、そうじゃなかったら、置かないと、多分かなり混乱するんじゃないかなという気がします。

〇設置者:ご指摘のとおり、営業してみないとわからないところはあるのは事実ですが、 弊社は、ほかのお店の中でも警備員をつけさせていただいているお店もございますし、 逆につける必要はなくて、つけてないお店もあるというのが実情ではございます。

したがいまして、申し上げましたとおり、開店時は確実におつけして、様子を見た上で必要ということであれば、おつけすることを検討していきたいと思っています。

- ○委員:警察とか地元からは、その点は言われてないですか。
- 〇設置者:地元の方はいろいろですね。やっぱりつけたほうがいいと言う方もいらっしゃいますし、つけることにより、逆に交通を阻害するかもしれないので、車をとめたりしないでくれと。警備員は煩わしいんだというようなこともおありで、一方的に皆さんが皆さん、警備員だということでもなかったようでした。
- ○委員:だけど、警備員をつけるから煩わしくなることは、余りないと思うんですよ。

- 〇設置者: ちょっと待ってくれとか、そういうことをされるのが煩わしいというようなことは、おっしゃっている方はいらっしゃいます。
- 〇委員:そうですか。
- 〇設置者:ちょっと趣旨ははかりかねますけれども、いろいろなご意見がおありだなとは 思いますが、警察の方は、やはり入口①と②ということに重きを置かれておりましたの で、そちらのことを中心に協議をさせていただいてきたというところになっています。
- 〇会長: 煩わしいというのは、気持ちはわからんでもないですけど、安全第一なので、それは我慢していただいて、きちんとやっていただくしかないですね。
- 〇設置者: 私ども、そのまま言葉どおり受けとめて、煩わしいという方がいらっしゃるから、つけないというつもりではありませんが、どうでしたかということでしたので、あえてそういう方もいらっしゃったということを申し上げたまででございます。

蛇足ですけれども、一つの考え方として、出入口①と②、例えば入口①、入口②とか、そういうこともお話としては協議はさせていただいていたんですね。8号のように、入りと出を分けなさいと。そのほうが交錯はしないんじゃないのというご相談を含めてさせていただいたんですけれども、やはり2カ所はどうかということで、1カ所にしなさいというのが警察の方のご見解でした。場合によっては、①②という運用もあるのかもしれないんですけども、今回はそういうご指導でしたので、それに従わせていただくような運用をしていきたいとは思っております。

〇会長: はい。

いずれにしても、運用して実際うまくいくかどうか。きちんと経過を見ながら、必要な、適切な措置をとっていただくということかと思います。よろしくお願いします。

あと、よろしいでしょうか。

時間も大分過ぎていますので、もしここで質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければと思います。

では、ご退席ください。ありがとうございました。

- 1 (3)新設: (仮称) ニトリ大津瀬田店
- 〇会長:続きまして、(仮称) ニトリ大津瀬田店の建物設置者から説明に入っていただき たいと思います。

ありがとうございます。本日はお疲れさまです。

(仮称) ニトリ大津瀬田店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮 事項を中心に、10分程度説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇設置者:では、周辺の配慮事項を中心に説明させていただきます。

まず、出入り口に関して、届出書の別添図面5をごらんください。

本店舗は、その図面で見ていただきますように、北側が国道1号、西側に湖岸道路が走っていて、瀬田川になっております。東側が、その湖岸道路と国道1号を結びます新設市道というのができるんですけれども、全体的な位置は前のページの別添図面4が周辺地域になっていますけれども、その後、これから行われますフレンドタウン瀬田川のお店と隣り合っているというような形です。そして、そのお店の間に高橋川という川が流れております。

このニトリ大津瀬田店は、国道1号をこのまま瀬田川を渡っていくと橋につながっていきますので、敷地内とちょっと高低差がありまして、直接の出入りはできないという構造になっております。よって、出入口は別添図面5の右下あたりに出入口と書いてありますけど、その1カ所のみになります。

あと、先ほど申しましたフレンドタウン瀬田川と、ニトリ大津瀬田店というのは、店舗と店舗の間に橋が一つあるんですけれども、その橋を渡って、フレンドタウン瀬田川の店舗内を通って、駐車場の行き来、店舗内の行き来が、歩行者のみですけれども、できるようになっております。

続きまして、駐車場に関しましては、ニトリ大津瀬田店が家具を扱う店舗ということなので、店舗面積の割には来店客数が少ないということになっています。そういう状況を踏まえて、この指針式を使うのではなくて、算定根拠は届出書の4ページに載せておりますけれども、既存のニトリの店舗のデータをとりまして、それに基づいて台数を出しております。その結果が77台になるんですけれども、それ以上の84台を店舗1階部分。すみません、店舗は別添図面5と別添図面6一1、6一2を見ていただきますと、3階建てになっております。1階部分が来客用の駐車場になっていまして、そこで84台を確保しています。

場内交通及び車両の出入りにつきましては、繁忙時には出入口付近に交通整理員を配

置しまして、交通の円滑化を図ります。あと、出入口付近で右折で入ってくる出入口がありますので、そういうときは、繁忙時等は右折での混雑を防ぐために、出入口付近に交通整理員等を配置しまして、店舗の中にある駐車場にスムーズに入っていって、出入口付近で滞留しないように交通誘導をしていきます。

次に、周辺交通について、届出書別添図面2と3に、周辺の来店エリア範囲と、その来店経路、別添図面3に退店経路を載せております。周辺からの来店台数なんですけども、これはニトリ大津瀬田店だけではなくて、隣のフレンドタウン瀬田川がほとんど同時期にオープンということなので、2店舗分の来店台数を踏まえた上での交通解析になっております。

この範囲について、別添図面に示していますように、6つのエリアに色分けして区分しておりまして、それぞれに来退店経路を設定しております。エリア2、草津方面からのゾーンと、エリア5の石山方面からのエリアに関しては、国道1号から新設市道に入る右折の流入が禁止されるようになりますので、別添図面2の赤色の矢印になるんですけども、右折で入らずに、まず北側をぐるっと回って店舗に入るという来店ルートを想定しております。

調査対象としました交差点は、別添図面1を見ていただきたいんですけれども、別添図面1に示しておりますNO. 1から3の交差点、こちらで現況の交通量調査を行いまして、来店後の交通量の予測をしております。さらに、この黄土色のような字で、NO. 4改良交差点、NO. 5新設交差点というのがありまして、これは新設市道ができることによって、できる交差点ということで、こちらもさらに交通予測をしております。

これらの交差点について、新設道路が設置された開店後の交通解析を行いましたところ、届出書の5ページ、6ページに示していますように、需要率は最大で0.745ということで、こちらはちょっと店舗から離れる唐橋の交差点になるんですけども、こちらで最大でも0.745ということで、来退店交通の処理は可能と考えられております。

この結果や予測方法については、これまで県や市や警察等の関係機関の合同協議をずっと行っておりまして、これ以外でもいろいろなパターンとかを検討していて、最終的に今説明させていただいているのが最も影響が少ないのではないかということで、こういう結論に至っております。

今回の交通に関して、周辺の配慮事項をまとめますと、まずは新設市道をつくるとい

うことで、今まで北側の県道を使ってしか国道1号に入ることができなかったんですけれども、それが新たにもう一本、手段が増えるということによる交通量の分散効果、あと国道1号から新しくできる新設市道に右折というのが、今まで旧市道で一応道があったんですけれども、それが新設市道ということで、湖岸道路とつながるということになりますので、国道1号からの右折、国道1号への右折も全て禁止ということになっております。

あと、これはその後のフレンドタウン瀬田川のほうでの説明にもなるんですけれども、 NO. 5交差点、フレンドタウン瀬田川の角の交差点ですけども、ここに左折専用レーンを設けることによって、後続の交通量に影響を与えないように工夫をするということも考えております。

以上が、周辺への配慮事項ということになります。

あと、来退店経路につきましては、新聞折り込みの促販チラシに経路図等を掲載して、 来退店者による交通円滑化をはかります。

次、騒音に関して、周辺への騒音の影響についてということで、別添図面 8-1 の音源配置図、これが 1 階部分の音源配置図です。 8-2、 8-3 というのが 2 階、 3 階部分の音源配置図になります。この店舗周辺で予測地点を設定しまして、予測地点が α 、 β 、 γ 、 δ 、

その α 地点というのは、最も音源に近い敷地境界ということで、国道 1 号線との境界で α 地点。 β 地点というのが、これも車の走行音に最も近い敷地境界地点ということで β 。それで γ 地点が、これは事業所になるんですけども、一応周辺住居地域に近い地点。 δ 地点というのが、これは国道 1 号沿いの境界ですけども、荷捌きに最も近い場所ということで、この地点を選んでおります。

計画段階の配慮としましては、荷捌き作業は、深夜・早朝は行いません。あと、配置 も住宅地から最も遠くなる、建物の陰になるような位置に配置しております。室外機等 騒音発生源になるような機械は、3階のバルコニー形態のような部分で、周辺から見通 しにくいような場所に配置しております。

その結果、届出書の8ページに示しておりますとおり、全ての地点で環境基準値、夜間の最大値の規制基準値も満足しております。ちなみに、夜間の騒音発生源というのは、

2カ所だけ換気扇が24時間稼働する部分があるんですけども、その2つが深夜の発生源になりますので、周辺への影響はほとんどありません。

その他の騒音対策としまして、作業中の車両のアイドリングストップと、荷捌き場の 段差をなくして衝撃音を減らす。作業員の騒音防止意識の徹底ということで、周辺の生 活環境の保全に努めていきます。あと、街路スピーカーによるBGMの宣伝活動は行い ません。

最後に、廃棄物について、輸入家具を扱うということで配送に通い袋を使いまして、 段ボールとか、ポリパッキンのような使い捨てになるような廃棄物の減量化を図ります。

輸入製品のパッケージを紙主体として、リサイクル比率を高める対策をとっております。

以上、周辺の配慮事項について簡単に説明させていただきました。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇会長:はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。 (仮称) ニトリ大津瀬田店に関する質問は、全てこの場でお願いします。

質問等、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員:交差点のデータですけど、大江二丁目交差点というのが、改良道路の瀬田川の芝山タイヤへの横に突き当たっているところの地点ということですか。

〇設置者:はい。

○委員:あそこは瀬田一丁目とか言わなかったですか。

〇設置者:交差点の看板が、瀬田2と書いてあります。

〇委員: そこが大江二丁目交差点と言うんですか。

〇設置者:瀬田2じゃありません、すみません。大江2と書いている交差点です。

〇委員: それは問題ないわけですね。

〇会長:ちょっと確認ですけども、次のフレンドタウン瀬田川の新設予定日が11月中旬になっていますね。ニトリ大津瀬田店は11月上旬ということで、あえて開業時期をずらしているという感じですかね。

〇設置者: そうですね。お客様の視点では、同じタイミングでオープンしたほうがいいの かもしれませんけれども、近隣の影響を考えますと、分散してオープンしたほうがよか ろうという形で両方の業者とも思っておりまして、今のところ、分ける形で計画はしています。

- 〇会長:そういうふう配慮で、考えているということですね。
- 〇設置者:はい。
- 〇会長:新設道路ができるので、交通の流れが実際にどうなるかというのも、現況がある わけではないので、なかなか読みにくいところがありますが、その辺についてはどんな ふうに考えておられますか。
- 〇設置者:瀬田一丁目、NO. 2交差点が、現況で南側から来る車がそのまま左折して、NO. 1交差点、大江二丁目に回って、石山から草津方面に行く車があるんですけども、それが最大でも1時間に5台とか6台ということなんで、もともとその南側からわざわざそこを通って国道1号に出るという需要がほとんどないようなので、新設市道1号に関しても、やっぱり大きな流れとしましては北側から今まで1号線に、瀬田か石山に分かれていたものが、それが分散されて国道1号の新設市道を通って、左折して石山方面に行けるということで、半分、半分ぐらいで、南側からの交通量はそんなに大幅に増えることはないのかなとは考えております。
- 〇会長:でも、しばらくの間は、やっぱりドライバーも、その道路があるということを認知するというか、周知できるまでは、なかなか戸惑いも出てくるかもしれません。
- 〇設置者:はい。

あと、今まで、新設市道の開業前に、旧市道があるんですが、そこから国道 1 号に入れたんですけども、ポールが立ちますので、物理的に入れなくなります。そういう混乱はありますけれども、そこは逆に国道 1 号の影響が今まであそこでとまられると非常に危ないので、それがなくなるということで、そういう対策もとられるということです。

- 〇会長:何か質問等は。
- ○委員:今のお話とも関連するんですが、この新設市道というふうに北向きというか、1 号線向きの交通量がどれぐらいかによって、大分この入口の状況が変わってくるんじゃ ないかと思うんです。交通量が少なければ、恐らくそんなに渋滞列が並ぶということは 分ということはないんだと思うんですけど、今の北側のNO. 1と2を結ぶ道路の状況 を見ると、それなりに交通量がありますりそうな気もするので、そうすると、この出入 口ですと、渋滞列の中をぬって入るというような出入りが結構多い。もしも1号からず

っと並ぶとして、多いんじゃないかと思うんですが、そうすると、結構出入りのところ のすり抜けの事故というのがちょっと心配にはなるんですが、何らかそういった対策的 なものはあるんでしょうか。

- 〇設置者:基本的には出入口の繁忙時は、交通整理員さんをつけて、要は新設市道から石山方面に左折する車列がもし並んだときには、出入口はあけるように交通整理員のほうで整理してもらうと。あと、それでも右折ですので、右折入店になりますので、どうしても混雑するようなときは、さらに警備員会社とかを隣のフレンドタウン瀬田川とかと共通化するなどの対策をとって、平和堂側の交通整理員、あと駐車場がありますので、そちらのほうに誘導できるよう柔軟な対応を考えております。
- ○委員:もう1点、いいですか。どこかで読み飛ばしているかもしれないんですけど、この出入口の向かい側に6台分の小さい駐車場がありますね。これは、お客さん向けの駐車場ですか。
- 〇設置者:お客様はとめられないです。
- 〇委員:従業員さん向けですか。
- 〇設置者:従業員さんとか、そういうものです。
- ○会長: あとは、念のための確認ですけども、駐車場台数は類似店舗の実績から出すとい うことですけれども、将来、もし品揃えなんかが大幅に変わったりすると、類似実績に は頼れなくなるんですけども、そういうことは想定しなくても大丈夫ですね。
- 〇設置者:大丈夫です。それを変えると、約250店舗ございますので、全部それに該当 してしまいますので、そういうのはありません。
- 〇会長:はい。やっぱり指針と違う駐車台数を設定しておりますので、そこは念のために 確認したかったわけです。
- 〇設置者:はい。
- 〇会長:いかがでしょうか。
- 〇委員:大津市からの「瀬田川の景観に配慮すること」とございますが、あえてお聴きしますけれども、建物の色とか、そういう面はどうでしょうか。
- 〇設置者:全店舗とも統一した標準の色柄、ベージュ色といいますか、淡い色です。アースカラーというんですか。ただ、会社のカラーとして緑色のニトリというマークだけは、余りけばけばしてないのかなとは思うんですけども、一部、緑があります。それ以外は、

ベージュの色合いです。

○委員:ベージュと緑、自然な色が基本ということですね。

〇設置者:はい。

〇委員:はい、ありがとうございます。

○委員:単なるミスかと思うんですが、今の駐車場台数を判断するときの資料の4番、草津栗東店、主要幹線道路、国道1号というふうになっているんですが、詳細案で言うと、 14ページの別添資料、国道8号沿いという店舗とあるんですけども、同じものを書いておられるんですね。

〇設置者:はい、同じものです。

○委員: 4ページと14ページの資料の違いは、草津栗東店の4ページ、主要幹線道路、 国道1号となっているんですが、14ページの記載ですと、立地条件、国道8号沿いと あるんです。

〇設置者:8号が間違いです。国道1号ですね。すみません。

〇会長:間違いということですね。

〇設置者:単純なミスです。

〇会長:ほか、ございませんでしょうか。

なければ、時間ですので、終わりたいと思います。

それでは、ほかに質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければ と思います。どうもありがとうございました。

1 (4) 新設: (仮称) フレンドタウン瀬田川

〇会長: それでは、続きまして、(仮称)フレンドタウン瀬田川の建物設置者からの説明 をお願いしたいと思います。

本日はお疲れさまです。

フレンドタウン瀬田川の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度説明をお願いできればと思います。

それでは、説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

〇設置者:よろしくお願いします。

それでは早速ですが、本日は、弊社(仮称)フレンドタウン瀬田川のご審議、どうぞよろしくお願いいたします。ご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、周辺の配慮事項を中心に説明させていただきます。

まず、出入口に関して、届出書の別添図面をごらんください。右上に先ほど説明させていただきましたニトリ大津瀬田店が位置しております。

周辺状況は、先ほど説明させていただいたとおり、東側と南側に、先ほど説明した新設市道が取り囲むように、ぐるっと回っております。その新設市道は北側の1号と、西側の湖岸道路を結ぶところになっております。

その出入口の位置ですけども、新設市道の東側には出入口1、出入口2があります。 出入口2には、歩行者専用の出入口もあります。県道側、湖岸道路側に出入口3という ことで、こちらも歩行者専用の出入口があります。出入口3は、左折専用の出口になっ ておりまして、右折での退店はできない構造になっております。こちらは、先ほど説明 した国道1号上に右折禁止のためにポールが立てられた同じように、こちらにもポール 立てられて、右折インと、右折アウトができない構造になっております。これも、ちょっと説明がかぶるんですけれども、店舗の真ん中に高橋川に橋がかかっているんですけ ども、ここに歩行者専用の出入口があって、ニトリ大津瀬田店との行き来ができる場所、 通路になります。

次に、駐車場です。こちらは別添図面5を見ていただきまして、これも指針に基づく計算式で算出されますのが113台ということで、別添図面5の緑色に塗っている部分が113台に相当します。それ以外にも、従業員用とか、隣地とか、そういうもの全部含めまして、222台を確保しております。場内の交通及び車両の出入りにつきましては、繁忙時には出入口付近に交通整理員を配置して、交通の円滑化を図っていきます。

周辺交通については、先ほどニトリ大津瀬田店で説明しましたように、先ほどの説明はフレンドタウン瀬田川の交通量も加味した結果ですので、ここでは省略させていただきます。なお、来退店径路につきましては、新聞折り込みの販促チラシとかの記載によって来退店車の交通の円滑化を図っていきます。

次に、騒音についてです。別添図面7に音源の配置図を載せております。周辺への影響ということで、住宅地が立地するような環境は今のところは新設市道の東側に、地図

では見にくいので、別添図面4を見ていただきたいんですけれども、東側に住宅地が広がっております。北側は河川とほかの店舗と国道1号、西側は県道と瀬田川、南側は今のところ造成地になっております。

そのような状況の中で、別添図面7に示しましたように、予測地点としまして、店舗 裏側の荷捌き場に一番近いところに地点A、あと店舗の正面に地点B、店舗の西側で周 辺住宅地に最も近い敷地境界にC、その向かい側にほかの民地の境界上の地点C'を置 いております。

計画段階の配慮としましては、空調冷凍室外機というのが、スーパーなので冷凍室外機が24時間動くんですけれども、あと送風機とか、音が大きく出るようなものに関しては全て屋上配置ということで、別添図面7に示すような配置になっております。ちょっと騒音機器の量が多いので、拡大図として右上にありますが、全て屋上に配置されるということです。さらに、その屋上に配置された周りを目隠し壁というもので隠しまして、周辺からは見通せないような構造になっております。

それを踏まえまして、騒音予測を行った結果、届出書の7ページに結果を示しておりますけれども、全ての地点で昼間及び夜間の環境基準、等価騒音レベルに関しては満足しております。夜間の最大値に関しましては、荷捌きの直近の地点AとCで超過してしまうんですけれども、地点Aに関しましては、作業員による騒音発生の抑制の徹底はもちろんですけれども、向かい側が歩行者専用の市道がありまして、さらに高橋川の河川、そして、そのニトリ大津瀬田店で1号ということで、将来にわたって住宅地になることはまずないような地域ということで、その周辺に住んでいる方に、騒音に関して影響が出るような状況ではないということです。

地点Cに関しましては、夜間の最大値が3デシベルほど超過してしまうんですけれども、こちらも搬入トラックは夜間3台が今のところ想定されているんですけども、その3台分の音だけというのと、あと業者側に場内を静かに走ってもらうということを徹底すれば、隣が市道で車が走っているという状況があるということも考慮して、周辺の住宅への影響は、その敷地内からの音に関しては、ほとんどないのではないかと考えております。

その他の騒音対策としまして、作業中の車両のアイドリングストップ、あと荷捌き場での段差がないような構造とする。あと、作業員の騒音防止意識の徹底という対策を講

じて、周辺の生活環境の保全に努めていきます。あと、街路スピーカーによるBGM等の宣伝活動も行います。

最後、廃棄物について、生ごみは水をしっかり切って密封して、さらにその日のうちに冷蔵保管庫にて保管します。牛乳パック、食品トレイ、ペットボトルは、家庭から出るようなごみというのも店頭回収を行うことによって、地域のリサイクルにも取り組んでいきます。

以上は、周辺の配慮事項について、簡単に説明させていただいた結果になります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇会長:はい、ありがとうございました。

それでは、フレンドタウン瀬田川に関する質問をお願いします。全てこの場でお願い したいと思います。

はい。

- ○委員:地域の生活環境の変化という視点で聴きたいんですけども、瀬田川だったら石山にお店がありますよね。近くにできるような感じがするんですが、その辺はどうなんですか、将来的に。
- 〇設置者:今の質問ですが、川を挟んで向こうに看板が見えていますよね。距離で1,0 00メーターくらいです。ただ、昔から石山と瀬田の交流というのは、なかなか地元の 説明会に行っていましても、石山へ行かれるより、もともと瀬田の商店街等々でお買い 物をされていた方がおられて、そこが寂れてしまいましたので、買い物難民という形で ー日も早くしてほしいと、石山までは行けないというお客様が多いのです。

もう1つは、シミュレーションでも出ていますように、ニトリさんは範囲が広いです けども、平和堂の店は川を挟んではお客様が余り来てもらえない。橋が2カ所しかござ いませんので、こちら側の半径のお客様を主力に持っていますということでございます。

〇会長:どうぞ。

- ○委員:6月ごろに地元での説明会を開かれたということもお聞きしておりますし、こちらの届け出概要の中にも、衣料品とか医薬品の店舗が未定というふうに書いていますけども、その後、もう決まったんでしょうか。
- 〇設置者:建物の契約のほうも出ていると思います。お名前を申し上げたほうがよろしいですか。

〇委員:お聞きしといてよろしいですか。

〇設置者:はい。衣料品の専門店さんのほうは、しまむら様に入っていただくということです。それと、ドラッグストアさんですね。こちらのほうは、ドラッグユタカさんです。

○委員:はい、わかりました。ありがとうございます。

〇会長:どうぞ。

○委員:大津市からの意見として、小中学校の通学路になるので、安全面の対策とか、事前の説明とあるんですが、少し通学路を離れてはいるようなんですけれども、具体的に何か連絡とか調整などされているんでしょうか。

〇設置者:小学校、中学校どちらも説明にお伺いいたしまして、説明しますと、そこを通っている子がいないということでした。一応工事の期間中、興味を持って、その現場のほうへ行く子もいるので、学校のほうで注意しようと。

もう1つは、中学校ですが、もう少し北側の漕艇場のほうに、クラブ活動で行く子がいるので、寄り道しないようにというか、その工事作業に気をつけるように注意しようというところで、特に学校としては、懸念する部分はないとおっしゃっていました。

○委員:私、地元に余り詳しくはないんですけども、1号線の交通量が増えたりするのかと思うんですけど、歩道橋とか、そういったものがあるんでしょうか。通学路を渡って、 上のほうまで行けるのかどうか。

〇設置者: NO. 1 交差点が通学路で1号線を渡るんですけど、こちらは歩道橋がなくて、 横断歩道を。

○委員:横断歩道ですか。

〇設置者:はい。

○委員: そのあたりは、ルールを守って子どもたちが行けば、問題はないということですか。

〇設置者:そうです、はい。

〇委員:わかりました。

〇会長: はい。

○委員:食品加工のときに出るにおいについて、脱臭の装置をしてから廃棄するというふ うに、どこかに書かれていたんですけども、私の住んでいるところの近くにもフレンド マートさんがあるんですが、結構揚げ物のにおいが漏れてくるんです。各店舗の脱臭措 置はどのように。

〇設置者:おっしゃるとおり、揚げ物のところがにおいが出るんですね。ほかのところはにおいが出ないと思うんですけど、においですので完全に取れないんですね。一応、軽減ができるように、廃棄のファンのところに脱臭機能をもたせるという、そういう装置はつけているんですけど。

〇委員:つけてあるんですね。

〇設置者:つかない設備というんですか、設備が古くて。

○委員:いや、新しいです。

〇設置者:新しいですか。そしたら、恐らくつけていると思うんですけど。どちらのお店ですか。

〇委員:グリーンヒルですけど。

〇設置者:そうですか。確認しておきます。恐らくついていると思うんですけど。

○委員:でも、漏れているんですね。ですので、ここは、どこにそれができるのか、よく わからないんですけれども、住宅の近くになければと思いますけど、風向きによってに おってきたりということもあるかもしれないし、結構揚げ物のにおいは、体調が悪かっ たりすると、気になったりすることがありますので。

〇設置者:風向きとかね。

〇委員:いや、私の住んでいるところは、しょっちゅうにおっているんですけれども。

〇設置者:そうですか。一応建物で言いますと、瀬田川と国道1号の交差というんですか、 そちらに近いところに排気口ができてくると思います。

○委員:じゃ、その辺だったら、よっぽど風が吹かない限り大丈夫です。

〇会長:よろしいですか。

ほか、ございませんでしょうか。

〇委員:新設市道というのは、できているんですか。

〇設置者:できております。

〇委員:じゃ、この書類をつくる時点ではできていなくて、いつの時点でできたんですか。

〇設置者:この前、開発工事の検査を受けまして、検査は合格しました。それで、所有権 を大津市さんにお渡しする書類も、お渡ししました。ですから、所有権と管理権限は大 津市さんに移っとります。それを、いつ供用開始されるかというのは、この全体の交通 協議で県が主体でしていただいた部分の中で、土地利用調整会議の中の交通部会の中で 話しされているんですが、道路管理者、交通管理者全体の中で協議されて、私らも入ら せていただいているんですけども、そこで決定されるということで話ができております。

- 〇委員: そうすると、道そのものは完成して、まだ供用はしてないんですね。
- 〇設置者:はい。国道1号の出入りと、それから新設県道と市道との出入りと、もう1点 は高橋川に市道が、そこらの交通規制も含めて、今申し上げたように県さんが中心になって、市さんと国さんと県さんとが供用開始を、いつ幾日に決めて用意ドンと、こうい う考え方をしておられますので。
- ○委員: それは、実はここでお聞きしても仕方がないんですけども、供用開始の2つのやつが11月の上旬と中旬ですよね。それよりは少し前になってないと混乱しませんか。
- 〇設置者:基本的に先に供用開始して、周辺の方が迂回路として使われますので、それに なれていただいて、なれていただいた後、店をオープンしたらどうやと、こういう話に なっとります。
- 〇委員:わかりました。
- ○会長:今の話にちょっと関係しますけども、先ほどニトリ大津瀬田店のときにもお聴きしたんですけども、今の新設道路ができることに伴って、一応予測はされていますが、 予測どおりに必ずしもならないかもしれない。

そういう不測の事態に、また柔軟にいろんな対応を打っていただければと思うんですければも、そのあたりどう思われているか、一応確認させてください。

- 〇設置者:私ども店側として対応できることで言いますと、オープン時には車がちょっと 集中する場合が想定されますから、道路の反対側にうちの別の所有地がございますので、 ニトリさんを含めて、そこを臨時駐車場として使いましょうということで、県さんとの 土地利用調整会議のときもお話ししておったんです。
- 〇設置者:この全体地図の中で、新設道路の左側の敷地につきましては未利用で残っておりまして、これを開店時の臨時駐車場として使おうというふうに考えております。
- 〇会長: あと、交通指導員とか、そういったものも適切に配置いただくということも柔軟にやっていただければと思います。よろしくお願いします。

ほか、質問等、ございませんでしょうか。

〇委員: 非常に細かいことで1点だけなんですけども、荷捌き等の騒音ベースを手引きか

ら引っ張っておられるんですが、リフトの昇降のドアは、この数値は見たことがあるんですけれど、バックブザーとか、廃棄物の値というのはもう一桁細かい値じゃなかったかなという記憶があるんですね。

- 〇設置者:騒音の手引きの資料の値で具体的に出ているのを想定した値なんですけども。
- 〇委員:私もちょっと曖昧ですけど、バックブザーとか、何十何点幾らとかいう形で出たような記憶があって。
- 〇設置者:多分、その一桁も考慮して、後進ブザーが93.0だったと記憶しているんですけど、私も確実に93.0だったかとははっきり覚えてないんです。
- ○委員:今、調べてみると、平均値とかだと99. 1幾らとか載っていたんで、リフト関係と、あとバックブザーとか台車とかのやつがちょっと違うので、どうしてだろうなという単なる疑問です。実際問題、ここは騒音に関しても問題にするようなことはございませんので。
- 〇設置者:厳格な値を、ちょっとこちらでも確認しておきます。
- 〇会長: はい。

ほかに、質問等、ございませんか。

質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければと思います。 どうもありがとうございました。

審議

〇会長:それでは、審議に移ります。

まず、(仮称)ケーズデンキ大津鏡が浜店の届出内容について、ご審議いただきたい と思います。いかがでしょうか。

たくさん項目がありますが、ここについては、交通量の現況調査の時間帯がちょっと 違っているとかございましたが、ほかに何かございますか。

まず、意見はなし、でよろしいでしょうか。はい。

次に、付帯意見について、いかがいたしましょうか。この161号線の中央帯が時間 差によって変化するので、そういう特殊な状況はあるんですけれども、その辺について、 何か付帯意見をつけるか、つけないかぐらいですかね。特に、付帯意見をつけるほどの ことでもないような気もしますが、付帯意見なしでいいですか。はい。 そしたら、ケーズデンキ大津鏡が浜店については、意見なし。付帯意見もなしという ことでまとめさせていただければと思います。よろしくお願いします。

続いて、長浜ファッションモールについて、ご審議いただければと思います。

ここについては、騒音の問題が出ています。それから、出入口は変更するという話もありました。

じゃ、騒音については、24時間というふうに作業可能時間になっていたものを、6時以降でしたか、昼間の荷捌きにするというふうに事業者さんのほうの説明もありましたので、それも踏まえてどういたしましょうか。まず、意見について、いかがですか。本来は、24時間というのを昼間の時間帯に変更するという届出をしていただく必要があるということですかね。事業者さんがそういうふうにおっしゃっているということですから、説明のところの段階で議事録もつくる公開の場でやらないというふうにおっしゃったということ。

〇委員:すみません。やらないというふうに言い切ってはりましたか。検討するとおっしゃったような気がするんです。

〇会長:検討する、でしたか。

〇委員:断言してなかったです。

〇会長:断言はしてなかったと。

○委員:実質、変更してないと僕は理解したんです。

〇委員: そういうことも検討しますという趣旨だったです。

〇会長:そうですね。

ということは、どうしたらよろしいでしょうか。このままだと、明らかに騒音基準は クリアできない可能性が高いということですかね。

〇委員:それは明らかです。少なくとも敷地境界は確実に超えます。敷地境界は15デシベルオーバーですか。多分、民家のところへ行ってもオーバーしていますね。今の情報だけで。ここへ、実際に荷捌きと書いていたやつとか、リフトのああいったやつとか、それも入ってきますと、プラス10ぐらいが普通ですので、残り30は全部それで計算されてきますので、それを考えると。

〇会長:これは、防音壁をつくるとか、何か騒音対策で軽減することができるものですか。

〇委員: それは可能だと思いますね。ただ、東側も全面にやらないとだめですから。

- 〇会長:新たに景観の問題が起きるかもしれないですかね。
- ○委員:そういう問題もあるかもしれませんし、そういうようなことは言われていなかったので。ほかの店舗で、ここは昼間だけ荷捌きができる店というのが、どうやらあるようですね。
- 〇会長: そうですね。
- ○委員:であれば、荷捌き場のすぐ裏に入れるかだけですから、夜間はやらない。私からは、朝は7時まで、朝は夜間と考えていただきたい。
- 〇会長:ということで、ここは事業者さんのほうも変更できる余地もあるようですし、場合によって騒音対策ということもあるのかもしれませんけれども、何らか有効な対策を 打っていただくといような意見をつけるということになるでしょうか。
- 〇委員:もしかすると、あのように何か都合が悪いときだけ来るというように言われていましたけど、実際には頻繁に来るかもしれませんので。
- 〇会長:県の方、意見はありますか。
- ○事務局:もちろん超えているというのはあると思いますが、先ほど事業者から直接言われました対応策については、もちろん公開の場で議事録にも一言一句載りますので、その点も勘案する必要はあるのかなと。
- 〇会長:確実にやるというふうに言明された議事録は残るわけではないので、何らか変更 の意見を出さざるを得ないのかなと思います。

また、計算自体も不正確な計算をされているということもありましたので、計算の結果を見直しつつ、基準をオーバーした場合には、荷捌き時間の変更とか、騒音対策的なものをするというような対応策を打っていただきたいというような意見をつけるということになるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

- ○委員:計算は既に超えていますから、これから再計算しつつ、さらに高い値を見るだけかもしれません。
- 〇会長:計算だけはやっぱり正確にしといてもらったほうがいいじゃないですか。する必要ないですか。
- 〇委員:どうでしょうね。超えるのは明らかです。
- ○委員:対策をしてもらうにしても、対策したら、ちゃんと基準値よりも下がりますよという結果は、やっぱり要るんですね。

○委員:具体的な対策として、夜間やめていただいたら、それで。

〇会長:昼間の時間帯の計算はちょっと不正確なわけですね。

○委員:そういうのは入っていませんけども、このまま1回や2回荷捌きをやられたとこ ろで、基準値を上回ることはあり得ないです。

〇会長:そうですか。であれば、計算は不要でもよろしいですかね。であれば、荷捌き時間の変更等の対応策を打っていただくというような意見書をつけるということで、よろ しいでしょうか。

あと、何かほかの項目で、付帯意見など何かつけることがありますでしょうか。

- 〇委員:さっきおっしゃっていたんですけど、出入口1を閉鎖したからという感じはない ので、2のところの出入りもやっぱり警備は必要だったかと思いますけども、様子を見 てというようなことは、おっしゃっていたんですけど。
- 〇会長:そういたしましたら、事業者さんもおっしゃっていましたので、付帯意見として、 開店後、円滑な交通等の点で問題があれば、速やかに適切な対応策を打っていただきた いということで、誠意を持って対応協議していただきたいといったような文言を、これ までも何遍もあった文言だと思いますが、つけさせていただくということでよろしいで しょうか。

そうしまして、ちょっと戻りますけども、県の意見に対して、建物設置者の対応策について審議が必要かどうかということですけども、審議が必要であれば審議をしますし、会長等に一任いただいて、その結果を見てくださいということであれば、そういう方策もありますけども、いかがいたしましょうか。もう一度ここで審議をするということと、会長一任で対応策をきちんと責任を持って確認するということで、どちらがよろしいでしょうか。

(「会長一任」の声あり)

はい。じゃ、そうさせてください。

では、長浜ファッションモールについては、以上のようなことで、よろしいでしょうか。

それでは、続いて、ニトリ大津瀬田店について、ご審議いただければと思います。 まず、意見のある、なし。いかがいたしましょうか。意見というほどのことはないの ではないかと思いますので、意見なしということで、よろしいでしょうか。 付帯意見ですけども、私としましては、新設道路について予測はしているとはいえ、 不測の事態も心配されますので、これについては、もし問題が予見されたり、生じたり した場合には、必要に応じて建物設置者が地域住民とか道路管理者とか交通管理者等、 関係機関と協議しながら適切な対応策を速やかに講じられたいといったような付帯意見 をつけておいたほうが、審議会としても安心なのではないかと思いますが、どうでしょ うか。

- ○委員:新設市道というのは、了解事項なんですね。土地区画でいけるのですね。片側1 車線ずつ。
- 〇会長:そうですね。両方行けますね。

あと、ほかに何か付帯意見等をつけるものがあるでしょうか。瀬田川の景観とか、この辺はいいですか。ご意見がありましたから。もちろん色も配慮されるということでした。

そういたしましたら、意見はなしで、付帯意見として、先ほど申し上げたようなこと をつけるということで、よろしいでしょうか。

次に、フレンドタウン瀬田川のほうの審議に移ります。

これについて、まず、意見はいかがでしょうか。この意見は、特になくてもいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。はい。

付帯意見として、先ほどと同じ状況ですので、これについても新設道路等について、特に開業後において交通渋滞等の状況を常に把握して、問題が予見される、または生じた場合には、必要に応じて建物設置者が地域住民、道路管理者及び交通管理者と関係機関と協議し、適切な対策を速やかに講じられたいという付帯意見をつけるということをさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

あと、におい等の問題はどうしましょうか、付帯意見等。

- 〇委員:離れているし、余り関係ないことなんで。
- 〇会長:一応、対応策を確認するとおっしゃっていたので、よろしいでしょうか。 はい、どうぞ。
- ○委員:参考までに教えてほしいのですけど、ニトリのやつとフレンドタウンのやつは、 実質的に一体化していますよね。これについて、一応2つに分かれているのは、管理区 域がちょっとずれているからなのか、それとも、その辺は一括してやってもいいし、別 々になってもいいなのか。それとも、何か仕分けがあるのは、こういうときは一緒に出

すし、こういうときは別に出すとか、その辺が教えてほしいんです。

- ○事務局:今回のケースにつきましては、ニトリとフレンドタウンの間に高橋川、あと、公道が1本通っております。例えば駐車場が共有で、共通の出入口がありますという場合ですと、一体として届出る必要があるんですけども、今回のケースですと、大きい目で見ると一体ですけれども、公道で両店舗が仕切られて、また川でも仕切られているということで、今回は別々の届出で問題はないということです。
- 〇委員:わかりました。

その関連で、もう1点聴きたいんですけど、今回はその交通量予測というのを一体で やっていますよね。それのほうがもちろんいいと思うんですけども、ただ、制度上はそ れぞれが別々にやっても、文句は言えないようなことですか。

- ○事務局:これまでの審議会で、例えば計画地の近くに店舗ができる場合に、発生した交通量を加味するべきではないかというご意見もいただきましたので、今後についても、まだ開店してないですけれども、将来必ず発生するであろう交通量というのは必ず考慮する必要があると思いますので、今後も引き続き、考慮するよう届出をしていただきます。
- ○委員:今回は、両方の平和堂とニトリのほうが、何らかのことで一緒にやったと思った んですけども、仕組みの上では、別々に自分とこだけでやってきても、受理できないこ とはないんですか。
- ○事務局:基本的には、そうです。はい。
- 〇委員:わかりました。
- 〇会長: 例えば、交通量は需要を加味してやっていただくと、より適切になるので。
- 〇委員:実際、やってきたと思うんです。
- 〇委員:だったら、指導によってそういうふうにしてもらうということだけなんですね。
 あわせて、こうしないといけないというようにはなってない。
- 〇会長:そうですね、手続上はそういうことに。
- ○事務局:あくまでも、その店舗から発生する交通量に対しての予測ということです。3 年ほど前に、イオンやフォレオがほぼ同じ時期に開店するときに、両店を加味したらど うなるのかということもありましたので、それ以降、同じ地域に店を複数建てるときに は、配慮をしております。

- ○委員:それは、そういう行政のほうに最初に相談にいくときには、既にこういうふうなものができたあとは、やりにくいんじゃないですか。そのできる前に相談にくるんですか。
- ○事務局:基本はそうですけれども、届出書としてはその店だけの交通量で受けましても、 審議会前に追加資料として、準備はしていただくというようなことは考えております。
- 〇会長:実際上、交通なんかぎりぎりの状況のときには、やっぱりクリティカルになるので、そこは加味してチェックしたいところです。そういうことはやっていただいたほうがいいとは思っています。

それでは、審議も一通り終わったと思いますので、本日の案件について、確認のため 審議結果を事務局のほうから報告願えればと思います。

- ○事務局:それでは、まずケーズデンキ大津鏡が浜店につきましては、意見、付帯意見ともになし。長浜ファッションモールにつきましては、意見としまして、夜間の荷捌きの可能時間帯の見直しなどを意見として述べる。
- 〇会長:の変更をお願いするという意見ですね。

〇会長: はい。

- ○事務局:付帯意見は、北側の出入口に関しまして、開店後は交通誘導員等を適宜配置し、 誠実に対応・協議されたいということです。
- 〇会長:変更については、会長一任で対応するということですね。
- ○事務局:続きまして、ニトリ及びフレンドタウン両店に対しましては、付帯意見としまして、開業後において交通渋滞などの状況を常に把握して、問題が予見される、また生じた場合には、必要に応じて建物設置者が地域住民、道路管理者及び交通管理者と関係機関と協議して、適切な対応を講じられたいということを、付帯意見として述べると。

ただいまの報告内容を、滋賀県大規模小売店舗立地審議会規程第7条第1項に基づいて、ちょっと修文はした上で、知事へ答申いたしますので、ご了承願いたいと思います。 はい。

- 〇委員: しまむらですけど、22時から7時というような具体的なことを書くことは可能ですか。
- 〇会長:よくわかりませんが、22時から6時というのは可能だと思うんですけども、夜間の時間帯というのは定義上、22時から6時ですよね。そこでは荷捌きをしないよう

に変更してほしいということですね。

付帯意見くらいで、6時から7時の間は、荷捌きは極力しないように最大限の努力を してほしいくらいの付帯意見でいかがですかね。

〇委員:分けるということですか。

〇会長:分けると。例えば、基準は基準なので、いいか悪いかは別として、そこは一応区 分けしておいたほうがいいのかなと思うんですけども、すみません。

じゃ、そういう形で、22時から6時は荷捌きをしないというように変更をしてほしいという意見です。

付帯意見として、6時から7時は、最大限荷捌き等はしないというふうに努めてほしいという付帯意見をつけるというふうに整理させてください。

そういう報告で答申させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から報告等がありますので、それをお願いします。

これは、前回、意見を出したものについての報告になります。

2 その他

○事務局:机に配布しておりますサンミュージック夢工場長浜店の資料をごらんください。 前回ご審議いただきましたときに、駐車場の台数区画について疑義がありましたため、 答申を受け、県意見を述べました。

内容としましては、店舗の主要な駐車場である駐車場③は、駐車可能な車両が制限される軽自動車用の区画が多く、増床後の繁忙期等においては来客者車両で混雑し、周辺 道路に影響を及ぼすおそれがある。ついては、現在の駐車場利用状況を調査し、調査結 果を踏まえた上で、増床を見込んだ合理的な駐車区画となるよう見直すこと。

また、対策を講ずることにより駐車台数が減少し、増床後の駐車台数の不足が懸念される場合には、別途駐車場を確保すること、という意見を述べました。

それに対する対応策としましては、次のページに載っております。こちらが、意見に対するサンミュージック夢工場長浜店の変更届出書でございます。変更した事項としましては、変更前の駐車場全台数が118台のうち、普通車区画が79台、軽自動車用の区画が39台であったものが、次のページを見ていただきますと、97台、21台でそれぞれ変更されております。

これに伴いまして、比率で言いますと、普通車区画67%から82%へ増えた結果となります。また、変更後に、駐車場の設置に当たっての配慮事項を追加されまして、交通整理員の誘導というところで、増床店舗開業時やその他繁忙時など状況に応じて適宜誘導員を配置し、周辺道路に来客車両が溢れないよう、適切に交通誘導を行うと、いう配慮事項を変更追加されました。

これを踏まえまして、事前に会長へご相談にお伺いしましたが、県の意見について充 分対応されているということで、勧告なしの通知を本日付でする予定でございます。

〇会長:はい、ありがとうございました。

前回、意見をつけた件に対しての報告でした。会長一任ということでしたので、私の ほうで内容を確認し、これでよかろうという判断をいたしました。

内容的に見ると、軽自動車のところを、単に普通にしただけじゃないかという感じも あるんですけども、実際に普通自動車でも、ここは駐車できるということを確認した上 での変更ですので、それは問題なかろうというふうに判断しました。図面上だけの変更 ではなくて、実際上、駐車できるということでした。

ということで、よろしいでしょうか。何か質問等、ありますでしょうか。

意見を出した場合には、こんなふうにして対応されるという、私も初めて見たことになりますが、こういう点なんですね。

以上で今の件については終わりまして、それでは、事務局から連絡事項等があればお 願いしたいと思います。

○事務局:次回の開催日程につきましては、およそ11月から12月を予定しております。
後日、日程調整等させていただきますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

〇会長: それでは、本日の会議は、これで閉会したいと思います。

〇事務局:本日は、どうもありがとうございました。